第三回理事會協議要錄

昭和十九年四月七日（金）午前十一時半ヨリ於文部省第五會議室

一、出席者

近藤理事長

大崎理事　　西尾理事

相良理事　　關屋理事

長沼常務理事兼總主事　　中島主事　　上村主事

一、配布書類

第二回理事會協議要錄

第三回理事會報告及議題

一、協議事項

イ　寄附行爲改正ニ關スル件

本會ノ設立許可ニ關シ大東亞省ヨリ文部省教學局長宛照會セル所教學局中ニハ本會寄附行爲第十一條ヲ改正シ「大東亞大臣」ノ次ニ「及文部大臣」ヲ加ヘテ兩省共管ナルコトヲ明カニスルヲ可トストノ意見アリ。本會理事會トシテハ財團法人設立後日尚淺キト兩省共管ノ事實ハ本會ノ機構ニ徹シ明白ナルコト故コノ際トシテハ教學局ヨリノ回答中ニ右ノ趣旨ヲ記載スルニ留メ寄附行爲ハ當分ソノママトナスコトニ意見一致シコノ旨教學局側ノ諒解ヲ得ルコトニ決定セリ

ロ　~~非~~常務理事及總主事委任事項ノ件

財團法人日本語教育振興會職制ヲ制定シタル上審議ヲナスコトトナレリ。

ハ　會計規程ノ件

原案通リ決定ス

ニ　給與規程ノ件

原案通リ決定ス

ホ　戰時勤勉手當支給内規ノ件

原案通リ決定ス

ヘ　臨時家族手當支給内規ノ件

原案通リ決定ス

ト　明治大學豫科ヨリ講師派遣方依頼ノ件

明治大學~~豫科~~小林豫科長ヨリ本會宛ニ今秋卒業スベキ生徒ニ對シ每週一回「大東亞ニ於ケル日本語教育」ノ講義ヲ行フタメ講師派遣方ノ依頼アリ。山口主事ヲ派遣スルコトニ決定セリ。

日本語教育振興會
東京市麹町區文部省内

第三回理事會報告及議題

昭和十九年四月七日（金）午前十一時半ヨリ於文部省第五會議室

一、報告

イ 三月二十三日附ヲ以テ申請セル本會財團法人設立登記ノ件ハ同日附ヲ以テ登記完了セリ

ロ 昨年月二十五日附日振發第八八號ニヨル土地建物購入助成金下附申請書ハ却下セラレ更メテ四月一日附日振發第九三號ヲ以テ同文申請書ヲ大東亜省文部事務局ニ提出セリ

一、議題

イ 寄附行為改正ニ關スル件（必要ノ生ジタル場合ニ行フ）

ロ 常務理事委任事項ノ件（原案ノ通リ）

ハ 會計規程ノ件

ニ 給與規程ノ件

ホ 戰時勤勉手當支給内規ノ件

ヘ 臨時家族手當支給内規ノ件

ト 明治大學豫科ヨリ講師派遣方依頼ノ件

聯絡ヲツクルコト上（委員会ニ一任）

山口主事

財團法人日本語教育振興會委任事項（昭和一九・四・七）

左ニ掲グル事項ハ常務理事ニ之ヲ委任ス

一、事務員・傭人ノ進退身分ニ關スルコト

二、現金及有價證券ノ管理ニ關スルコト

三、一件五百圓以下ノ營繕・購入・賣却及經常費ノ支出ニ關スルコト

四、支拂義務確定經費ノ支出ニ關スルコト

五、收入事務ニ關スルコト

左ニ掲グル事項ハ總主事ニ之ヲ委任ス

一、書記・事務員・傭人ノ事務分擔及服務ニ關スルコト

二、書記以下ノ休暇諸屆ニ關スルコト

三、書記以下ノ出張ニ關スルコト

四、物品及不動産ノ管理ニ關スルコト

五、圖書及出版物ノ管理ニ關スルコト

六、其他各部ニ屬スル輕易ナル事務ニ關スルコト

日本語教育振興會
東京市麹町區文部省内